

指定給水装置工事事業者指定申請・更新・変更等の提出書類一覧

申請・届出内容	提出書類		備考	
	法人の場合	個人の場合		
新規指定及び指定更新	<ul style="list-style-type: none"> ・指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1） ・誓約書（様式第2） ・機械器具調書（別表） ・登記事項証明書 ・定款又は寄付行為の写し ・給水装置工事主任技術者免状の写し ・機械器具調書に記載した機器の写真 ・指定給水装置工事事業者指定申請書【新規・更新】受付票 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1） ・誓約書（様式第2） ・機械器具調書（別表） ・住民票 ・給水装置工事主任技術者免状の写し ・機械器具調書に記載した機器の写真 ・指定給水装置工事事業者指定申請書【新規・更新】受付票 	更新：有効期間内	
申請書の他に確認を求め る書類	<ul style="list-style-type: none"> ・指定時確認事項 指定給水装置工事事業者の業務内容 給水装置工事主任技術者の研修の受講実績（過去5年以内） 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況（指定更新時のみ） 			
主任技術者の選任（解任）	<ul style="list-style-type: none"> ・給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 ・給水装置工事主任技術者免状の写し 		指定を受けた日から2週間以内 解任の事由が発生した日から2週間以内	
変更	氏名又は名称の変更 法人の代表者を変更 法人の役員を変更	<ul style="list-style-type: none"> ・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 ・誓約書（様式第2） ・登記事項証明書 ・定款又は寄付行為の写し（役員の変更の場合は不要） 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 ・誓約書（様式第2） ・住民票 	変更があった日から30日以内
	住所の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 ・登記事項証明書 ・定款又は寄付行為の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 ・住民票 	
	指定の廃止・休止 指定の再開	指定給水装置工事事業者【廃止・休止・再開】届出書		廃止・休止した日から30日以内 再開した日から10日以内

注) 登記事項証明書及び住民票の写しは、原本とし発行日より3カ月以内のものを添付ください。

注) 個人で相続人が事業を継承する場合は、廃止届及び指定申請書の提出が必要となります。詳細については上下水道お客様センターへご相談ください。